

船橋市条例第8号

船橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和5年3月28日

船 橋 市 長 松 戸 徹

船橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

船橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年船橋市条例第70号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第45条第1項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、「児童福祉施設」とは、法第7条第1項に規定する児童福祉施設のうち、助産施設、母子生活支援施設及び保育所をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例における用語の意義は、法及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「府令」という。）の例による。

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準）

第3条 法第45条第1項の規定に基づき条例で定める基準は、次条及び附則第2項から第4項までに定めるもののほか、府令に定める基準の例による。

（保育所の設備の面積）

第4条 保育所の乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき4.95平方メートル以上とする。

2 保育所の保育室及び遊戯室の面積を合算した面積は満2歳以上の幼児1人につき3.

0 平方メートル以上とし、屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下同じ。）の面積は満 2 歳以上の幼児 1 人につき 3. 3 平方メートル以上とする。

（委任）

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 平成 2 5 年 4 月 1 日において現に存する保育所に係る設備の基準については、第 4 条の規定にかかわらず、府令第 3 2 条第 2 号、第 3 号及び第 6 号の規定によることができる。

（保育所の設備の面積に係る基準の特例）

3 保育所における乳児又は幼児の受入れの体制その他の事情を考慮して市長が適当と認めるときは、保育所の設備の面積に係る基準（屋外遊戯場の面積に係る基準を除く。）は、当分の間、第 4 条の規定にかかわらず、次に掲げる基準によることができる。ただし、同条の規定を適用した場合に、法第 3 9 条第 1 項に規定する利用定員の数に満たない保育所にあつては、適用しない。

(1) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満 2 歳に満たない幼児 1 人につき 3. 3 平方メートル以上とすること。

(2) 保育室又は遊戯室の面積は、満 2 歳以上の幼児 1 人につき 1. 9 8 平方メートル以上とすること。

4 市長は、子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 6 1 条第 1 項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとする場合において、保育の提供への需要その他の状況を勘案し、必要があると認めるときは、前項の規定について必要な措置を講ずるものとする。